

## 皇學館大学と第三銀行との地域活性化と人材育成 に関する連携協定書

皇學館大学（以下「甲」という。）と第三銀行（以下「乙」という。）は、相互の連携により、地域の活性化と人材育成を推進するために連携協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲と乙が各々の有する教育・産業資源を活用して、相互の機能向上を図るとともに、地域の活性化と人材育成に寄与することを目的とする。

### （連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について、相互に連携し、協力するものとする。

- （1）大学における地域課題解決学修（講師派遣・科目提供・実習施設紹介等）やインターンシップ（派遣先紹介等）等を通じた人材育成に関すること
- （2）大学の教育課程編成に係る地域ニーズやグローバル化を踏まえた提言に関すること
- （3）地域の活性化・地域産業の振興に関すること
- （4）地域連携のモデル構築に関すること
- （5）その他前条の目的を達成するために必要と認められること

### （連携窓口の開示）

第3条 本協定の目的が効果的に達成されるよう、相互に連携窓口を定め、必要な協議を行うものとする。

### （秘密保持）

第4条 甲と乙は、本協定書に基づき実施される連携活動により入手した情報について、相手方の事前の承諾なく第三者に対して開示、漏洩又は本連携目的以外に使用してはならない。但し、次の各号に該当するものはこの限りではない。

- （1）受領する以前に既に保有していたもの。
- （2）受領する以前に公知であったか、または受領した後に自らの責によらず公知となったもの。

- (3) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わずに受領したもの。  
(4) 法令の定めに基づき、または権限のある官公庁から開示を要求されたもの。
- 2 甲と乙は、本協定が次条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、甲と乙のいずれからも改廃の申入れがない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項、又は本協定の条項を運用するにあたり疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して別に定めるものとする。

本協定締結の証として、本書を2通作成し、甲・乙ともに署名押印の上、各々1通を保有するものとする。

平成 26 年 3 月 20 日

(甲) 三重県伊勢市神田久志本町 1704 番地

皇學館大学  
学長



清水 潔

(乙) 三重県松阪市京町 510 番地

株式会社 第三銀行  
頭取



岩間 弘